

平成 2 1 年第 8 回那珂川町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 那珂川町教育委員会の点検・評価の報告について (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 平成 2 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間における那珂川町長等の給与の減額に関する条例の制定について (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 平成 2 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間における那珂川町教育委員会教育長の給与の減額に関する条例の制定について (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 南那須地区広域行政事務組合理約の変更について (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 平成 2 1 年度那珂川町一般会計補正予算の議決について (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 平成 2 1 年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について (町長提出) |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 号 | 平成 2 1 年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について (町長提出) |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 号 | 平成 2 1 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について (町長提出) |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 号 | 平成 2 1 年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出) |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 2 号 | 平成 2 1 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について (町長提出) |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 3 号 | 平成 2 1 年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決につ |

いて

(町長提出)

日程第15 議案第14号 平成21年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について

(町長提出)

日程第16 請願第1号 ニコニコバス廃止に関する請願 (総務企画常任委員長報告)

日程第17 陳情第1号 幼稚園の統廃合に関する陳情書 (教育民生常任委員長報告)

日程第18 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 鈴木雅仁君 | 2番 | 原田照信君 |
| 3番 | 益子明美君 | 4番 | 大金市美君 |
| 5番 | 岩村文郎君 | 6番 | 小林盛君 |
| 7番 | 福島泰夫君 | 8番 | 川上要一君 |
| 9番 | 阿久津武之君 | 10番 | 橋本操君 |
| 11番 | 鈴木和江君 | 12番 | 桑原勇一君 |
| 13番 | 杉本益三君 | 14番 | 薄井和平君 |
| 15番 | 石田彬良君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 大金伊一君 | 副町長 | 佐藤佳正君 |
| 教育長 | 桑野正光君 | 会計管理者兼 会計課長 | 吉成啓二君 |
| 総務課長 | 佐藤良美君 | 企画財政課長 | 益子実君 |
| ケーブル テレビ放送 センター室長 | 郡司正幸君 | 税務課長 | 川俣勇也君 |
| 住民生活課長 | 阿久津実君 | 健康福祉課長 | 小室定子君 |
| 建設課長 | 塚原富太君 | 農林振興課長 | 山本勇君 |
| 商工観光課長 | 高野麻男君 | 総合窓口課長 | 薄井績君 |
| 上下水道課長 | 手塚孝則君 | 環境総合推進 室長 | 星康美君 |
| 学校教育課長 | 荒井和夫君 | 生涯学習課長 | 藤田悦男君 |
| 農業委員会 事務局長 | 秋元誠一君 | | |

職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 田村正水 | 書記 | 橋本民夫 |
| 書記 | 岩村照恵 | 書記 | 深澤昌美 |

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（石田彬良君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（石田彬良君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

報告第1号の報告、質疑

議長（石田彬良君） 日程第1、報告第1号 那珂川町教育委員会の点検・評価の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

教育長（桑野正光君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号 那珂川町教育委員会点検・評価の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、那珂川町教育委員会の平成20年度事業の点検・評価についてご報告申し上げます。

平成19年6月の法律改正により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図り、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出しなければならないとなったことに伴い、今回、報告するものであります。

報告書の主な内容は、教育委員会の平成20年度事務事業について、教育委員会の活動と教

育に関する事務の執行状況の大きく2つに区分し、記載しております。

特に、事務の執行状況については、さらに学校教育の充実と生涯学習の充実に区分し、それぞれ事務事業の実施状況と課題を掲げ、それらに対する評価委員の意見として、学校教育の充実に関しては8項目、生涯学習の充実に関しては10項目にわたってご意見をいただき、それらを踏まえて当教育委員会の今後の事業の方向性を記載したものであります。

なお、評価委員には、学識経験者として元教育長の古澤實氏、及び元小学校長の小川成一氏のお2人にご委嘱申し上げます。

評価については、事前に送付いたしました報告書記載のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、報告を終わります。

議長（石田彬良君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

以上で報告第1号を終わります。

議案第1号～議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第2、議案第1号 平成22年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長等の給与の減額に関する条例の制定について、日程第3、議案第2号

平成22年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町教育委員会教育長の給与の減額に関する条例の制定について、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 平成22年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長等の給与の減額に関する条例及び議案第2号 平成22年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町教育委員会委員長の給与の減額に

関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

那珂川町における行財政改革につきましては、議員の皆様ご承知のとおり、平成18年1月に策定した行財政改革大綱、11月に策定した行財政改革推進計画に基づいて進めているところであります。経済の回復がいまだに見込めず、また、政権交代による事業仕分けも相まって、地方交付税の依存財源の確保も不安定な状況にあります。

厳しい社会条例の中で、当計画の重点項目の一つであります健全な財政運営を目指すため、まず、執行者みずからその規範を示すべきであり、また、今後行財政改革並びに協働のまちづくりを推進していく上で、町民の皆様からのご理解をいただきながら進めていかなければなりません。

さらに私の公約の1つとして、町長の給与の30%を減額を掲げておりますことから、この公約どおり、私、町長の給与につきまして、来年1年間、月額30%の減額を行うものであり、また、副町長、教育長の給与についても来年も1年間月額10%の減額を行うものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

訂正をいたしたいと思えます。

先ほど、教育委員長と申し上げましたが、教育長と訂正をさせていただきます。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、阿久津武之君。

9番（阿久津武之君） 町長の30%のカットであります。町長の選挙公約でもありまして、また、厳しい町財源の中で30%カットするということにつきましては、評価いたしますが、しかしながら、町民の中には、今後、この30%カットが通例となりまして、今後の町長執行者といえますか、今後の町長がどのような形で出ようか、30%カットが通例になりますと、ちょっとまずいのではないかといいですか、そういう意見もあります。

そういう中で、今回30%カットしたわけなんです。町長が掲げておりますように、例えばの話、協働のまちづくり事業のうちで、こういうものを町長が考えているものに対しまして、こういうものに使うんだと、ただ一般会計に入れるのではなくて、私はこういう形でこの30%カットした中で、約二百何十万かの1年間の金額が浮くと思うんですが、それを私はこういう形で使いましたとか、こういう形で財源を確保した中で、協働のまちづくり、また、

町長が公約しております医療費の無料化とか、そういうものの財源を確保した中で使いましたという、そういう町長のみずから町民に説明する必要があるのかなというふうに思われますので、その辺のことにつきまして町長はどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） その30%減額が今後町長になる人の通例になるのではないかと、こういうことですが、これはそんなことはないと思いますね。これは、ちゃんと町長の給与というのは決まっているわけですから、これは私の公約で、私だけのことから、それは私はないというふうに思っております。

また、その余った財源の使い道であります。これは有効に使っていきたいというふうに思います。ご指摘のとおり有効に使っていきたいと、そういうふうに思っております。

議長（石田彬良君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。採決は1件ごとに行います。

議案第1号 平成22年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長等の給与の減額に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

議案第2号 平成22年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町教育委員会教育長の給与の減額に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第4、議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

昨年8月人事院より職員の勤務時間を1週間当たり40時間から38時間45分とする勧告がなされたことに伴い、本町においても国に準じて実施することとし、関係条例において、所要の改正をするものでございます。

改正内容の詳細については、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の改正内容は、昨年の人事院勧告において国家公務員の勤務時間を民間と同水準の1週間につき38時間45分に短縮するという内容であります。現行の40時間を1時間15分短縮するものであります。これにより、1日当たり8時間の勤務時間が7時間45分となり、1日につき15分の短縮となり、労働基準法の規定を踏まえ関係条例の一部を改正するものであります。

国家公務員においては、本年4月から短縮をしており、栃木県県内市町村の一部においても既に短縮をされておりますが、栃木県及び近隣市町村においては、来年4月から実施するものであり、本町においても来年4月1日から実施するものであります。

1日につき15分の短縮となることから、役場の開庁時間が午前8時30分から午後5時15分となり住民への周知期間を考慮し、本定例会に提案するものであります。

なお、現在、毎週水曜日に午後6時までの窓口延長を行っております。この窓口延長につきましては、改正後も午後6時まで引き続き継続をしてまいりたいと考えております。

附則第1項は、施行日を定めたものであり、平成22年4月1日からとするものでございま

す。

附則第2項以下は関係条例の経過措置を規定したものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第5、議案第4号 那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正内容は、再任用短時間勤務職員である船員の公務災害補償について、雇用保険

等の一部を改正する法律が平成19年4月に公布されたことにより、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正内容の詳細については、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 補足説明申し上げます。

今回の改正は、非常勤職員のうち、船員についてこれまで地方公務員災害補償法の対象から除外されていたものを関係法令の改正により地方公務員災害補償法においても補償されることにより、関係条例の一部を改正するものであります。

参考資料、新旧対照表をごらんください。

内容は、地方公務員災害補償法第46条の2に規定される再任用短時間勤務職員の船員について、条例第16条に規定する引用条項のうち、除外規定であった同法第46条の2を削除し、当該船員を含めることとしたものであります。

なお、那珂川町においては該当する非常勤職員がいないことを申し添えます。

附則は、施行日を定めたものであります。

以上であります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第6、議案第5号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町国民健康保健税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成22年1月1日から施行されるに伴い、那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、提出いたしましたものであります。

今回の改正は、附則の改正で、1点目は上場株式等の配当所得の申告分離課税の創設、2点目は上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設。

3点目は、特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設に伴うもので、国民健康保険税に抵触する部分の改正をいたすものであります。

なお、本条例の一部改正につきましては、去る12月3日に開催した国民健康保険運営協議会に諮問いたし、原案を承認する答申をいただいておりますので、提案いたすものであります。

内容については、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田彬良君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津実君） 条例の改正内容につきまして、補足説明をいたします。

今回の改正は、附則のみの改正であります。

お手元には、議案のほか新旧対照表があると思いますが、新旧対照表で説明をいたします。

附則第5項の改正は、上場株式等の配当所得の申告分離課税の創設によるもので、これま

で上場株式等の配当所得は、総合課税となっておりましたが、平成21年1月1日以降の上場株式等の配当所得については、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できることとなったため、所得割計算の基準所得に分離課税となった上場株式等にかかわる配当所得を含めて計算することを追加するものであります。

附則第6項の改正は、特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設によるもので、平成21年1月1日から平成22年3月31日までの間に取得した土地でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合、その譲渡益から最高1,000万円を控除することとなったため、その旨を加えるもの。

なお、国保税に反映されるのは、最短で平成28年度以降となります。

附則第7項の改正は、長期譲渡所得の特別控除に関連し、本項中、読みかえ規定について整理いたすもの。附則第9項の改正は、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損失通算の創設によるもので、上場株式等にかかわる譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除の適用がある場合、損益通算及び繰り越し控除適用後の所得を所得割計算の基準所得に含めることを追加するものであります。

附則第10項の改正は、見出しの削除と引用法令の改正により文言を整理するもの。

附則第12項の改正は、先物取引にかかわる雑所得等の課税の特例の拡充に伴い文言を整理し、2項繰り下げをいたすもの。

附則第8項、附則第11項及び附則第13項から附則第16項の改正は、項の番号を変更するものであります。

附則は施行期日を定めたものであります。

以上で、補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第7、議案第6号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第6号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

行財政基盤の強化及び地方分権に対応し得る効率的、効果的な行財政システムへの転換を図り、行財政改革を推進するため、南那須地区広域行政事務組合行財政改革推進本部を設置し、南那須地区広域行政事務組合に関する各種の事務事業について、見直し及び内容の検討を行ってまいりました。

その結果、准看護学校につきましては、今後、管内出身の学生の入学及び管内医療機関に勤務する学生が望めないことから、准看護学校の設置及び管理に関する事務を平成22年3月31日をもって廃止することとし、運営を委託しておりました社団法人南那須医師会との協議も整いましたので、共同を処理する事務から削除いたしたく南那須地区広域行政事務組合規約の一部を変更するものであります。

変更の内容は、第4条中から当該事務を規定した第5号を削除するものであります。

詳細は、参考資料の新旧対照表のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

なお、一部事務組合の規約の変更でありますので、地方自治法第286条及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申

し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号～議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第8、議案第7号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第9、議案第8号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第10、議案第9号 平成21年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第11、議案第10号 平成21年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第12、議案第11号 平成21年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第13、議案第12号 平成21年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、日程第14、議案第13号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第15、議案第14号 平成21年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、以上、8議案は関連性がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま一括上程されました議案第7号から議案第14号 平成21年度那珂川町一般会計及び各特別会計、並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定や人事異動に伴う職員人件費や、雇用促進住宅購入費、東部地区3小学校統廃合準備費のほか、国・県補助事業の追加認定になったものなどを計上するものであります。

この補正額は、7,800万円となり、補正後の予算総額は85億2,500万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は土木費で、雇用促進住宅購入費など、5,381万円を計上いたしました。

第2は教育費で、小学校統廃合準備費、体育施設維持管理費など1,982万6,000円を計上しました。

第3は民生費で、障害者福祉サービス事業費、広域入園保育業務委託費など1,178万円を計上いたしました。

なお人件費については人事異動による職員数の減や、給与改定により特別職、一般職、合わせて5,088万円を減額するものでございます。

以上、歳出予算の主なるものを申し上げますが、これらに要する財源は地方特例交付金、国・県支出金、繰越金、町債を充て、繰入金は財政調整基金繰入金1億3,000万円を減額することといたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費などに1,310万円を計上するもので、その財源は国庫支出金、共同事業交付金、繰越金を充てることといたしました。

これにより補正後の歳入歳出予算の総額は20億5,510万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。平成20年度の事業費確定に伴う国・県償還金や趣旨普及費など600万円を計上するもので、その財源は繰入金、繰越金を充当いたしました。

これにより補正後の歳入歳出予算の総額は11億6,600万円となります。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。ケーブルテレビの電線共同溝敷設工事

等を追加計上いたしますが、人事異動により職員人件費が減額となるため、750万円を減額計上するもので、歳入では、一般会計繰入金を減額いたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は3億4,250万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。下水道整備事業費及び消費税中間納付分などで1,000万円を計上するもので、その財源は、繰越金を充当いたしました。これより、補正後の歳入歳出予算の総額は3億3,900万円となりました。

次に、集落排水事業特別会計であります。排水処理施設の修繕料及び公共ます設置工事費など111万7,000円を計上するもので、その財源は繰越金を充当いたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は、4,711万7,000円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。職員人件費及び消費税中間払い分など335万円を計上するもので、その財源は、繰越金を充当いたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は2億4,500万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。加圧ポンプ場や配水管の修繕費、及び配水管布設工事費を追加計上いたしますが、水源確保事業費や職員人件費が減額となるため1,197万円を減額するものであります。

以上、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げますが、内容の詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをごらんください。

第2表地方債補正であります。1、変更として臨時財政対策債は発行限度額の確定により限度額3億5,000万円に9,367万6,000円を増額し、4億4,367万6,000円とするものであります。

続きまして事項別明細書により歳入から申し上げます。

9ページをごらんください。

9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金の補正額は1,345万9,000円の増で、今年度分の交付額確定によるものです。

2項1目特別交付金の補正額は31万9,000円の増で、今年度分の交付額確定によるものです。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は1,890万6,000円の増で、障害者自立支援事業費及び保育児童措置費に係るものであります。

2項4目農林水産業費国庫補助金の補正額は100万円の増で、美しい森林づくり基盤整備交付金事業費に係るもの。

5目土木費国庫補助金は2,409万8,000円の増で、地域住宅交付金事業費は雇用促進住宅購入に充てるもので、補助率は45%であります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は964万9,000円の増で、障害者自立支援事業費及び保育児童措置費に係るものであります。

10ページに入ります。

2項2目民生費県補助金の補正額は14万1,000円の増で、障害者自立支援事業費に係るもの。

4目農林水産業費県補助金の補正額は1,102万4,000円の増で、森林整備地域活動支援交付事業費及び森林整備加速化・林業再生事業費に係るもの。

5目商工費県補助金の補正額は50万円の増で、消費者行政活性化事業費に係るものであります。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は1億3,000万円の減で、一般財源の収入状況を勘案し、平成22年度以降の財源確保のため基金の繰り入れを減額いたしました。

3項3目介護保険特別会計繰入金の補正額は278万8,000円の増で、平成20年度事業確定による一般会計への返納金であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,235万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は8万2,000円の増で、橋りょう維持費は富谷橋護岸改修工事に伴う那須烏山市負担金であります。

11ページに入ります。

21款町債、1項5目臨時財政対策債の補正額は9,367万6,000円の増で、今年度の臨時財政対策債発行限度額の確定によるものであります。

12ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は1,275万6,000円の減で、議員人件費は議員辞職

及び議員報酬の5%減額によるもの。

職員人件費は人事異動及び給与改定により減額するものです。

なお、職員人件費につきましては、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告による給与改定に係るものでありますので、以後説明を一部省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は309万8,000円の減で、特別職人件費及び職員人件費に係るもの。

3目会計管理費の補正額は999万3,000円の減で、職員人件費に係るものです。

13ページに続きます。

2項1目企画総務費の補正額は410万1,000円の減で、職員人件費に係るもののほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は、ケーブルテレビ事業と人件費の精査に伴い繰出金を減額するものです。

3項1目税務総務費の補正額は1,085万3,000円の減で、職員人件費に係るもの。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は5万7,000円の減で、職員人件費に係るもの。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は27万1,000円の増で、職員人件費に係るもののほか、後期高齢者医療費は、平成20年度後期高齢者広域連合への負担金精算額を計上するもの。

14ページに続きます。

2目障害者福祉費の補正額は3,001万円の増で、障害者自立支援特別対策事業費は、事業者への運営安定化策を講じるもの。障害者福祉サービス事業費は、サービス利用者の増、及び報酬単価改正に係る給付費を計上するもの。障害者自立支援医療給付費は、受給者の増による給付費を計上するもの。

4目総合福祉センター費の補正額は723万5,000円の減で、職員人件費に係るものであります。

2項1目保育園費の補正額は1,163万1,000円の減で、職員人件費に係るもののほか、保育園諸費は、広域保育入園児童に対する業務委託料と臨時職員に係るもの。

2目児童措置費の補正額は1万9,000円の減で、職員人件費に係るもの。

15ページ、3目母子福祉費の補正額は38万4,000円の増で、臨時職員に係る経費を計上いたしました。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は1,064万8,000円の増で、職員人件費に係るもののほか、衛生総務諸費は臨時職員に係るもの。

4目環境衛生費の補正額は22万9,000円の増で、職員人件費に係るものを計上いたしました。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費の補正額は871万3,000円の減で、職員人件費に係るもの。

16ページに続きます。

2項2目林業振興費の補正額は1,202万4,000円の増で、森林整備地域活動支援交付事業費は、気象被害や森林病虫害の調査費に係るもの。美しい森林づくり基盤整備交付金事業費は特定間伐実施に係るもの。森林整備加速化・林業再生事業費は、マツクイ虫伐倒駆除に係るものを計上いたしました。

6款商工費1項1目商工総務費の補正額は、1,604万7,000円の増で、職員人件費にかかるもの。

2目商工業振興費の補正額は190万円の増で、商工業振興費は、平成22年4月1日合併予定の馬頭、小川商工会への合併に対する補助金であります。

消費者行政費は、消費者行政活性化事業啓発費に係るもの。

3目観光費の補正額は73万8,000円の増で、ゆりがねの湯及びふるさとの森の臨時職員に係る経費を計上いたしました。

17ページに入ります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は407万9,000円の減で、職員人件費に係るもの。

2目地籍調査費の補正額は397万円の増で、職員人件費に係るもの。

2項4目橋りょう維持費の補正額は16万5,000円の増で、橋りょう維持諸費は、富谷橋護岸改修工事費を計上いたしました。

4項1目都市計画総務費の補正額は20万円の増で、都市計画総務諸費は、室町小公園整備に係る経費を計上いたしました。

18ページに入ります。

5項1目住宅管理費の補正額は5,355万4,000円の増で、雇用促進住宅購入に係る経費を計上いたしました。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は467万円の増で、職員人件費のほか、事務局費は教育委員会所管の臨時職員に係る社会保険料を計上いたしました。

2項1目学校管理費の補正額は1,752万5,000円の増で、職員人件費に係るもののほか、

学校管理諸費は臨時職員に係るもの。小学校統廃合準備費は、スクールバス駐車場整備や校舎屋根塗装工事等、馬頭東小学校開校へ向けての施設整備に係る経費を計上いたしました。

19ページ、2項3目学校施設整備費の補正額は140万円の増で、小川小学校施設整備費は遊具設置工事費を計上いたしました。

3項1目学校管理費の補正額は40万4,000円の増で、職員人件費に係るもの。

4項1目幼稚園費の補正額は342万2,000円の増で、職員人件費に係るもののほか、ひばり幼稚園管理費及び小川幼稚園管理費は、臨時職員に係る経費などを計上いたしました。

20ページに入ります。

5項1目社会教育総務費の補正額は32万1,000円の増で、職員人件費に係るもの。

3目図書館費の補正額は60万4,000円の増で、職員人件費のほか、図書館管理運営費は臨時職員に係るもの。

4目文化費の補正額は18万4,000円の増で、那須官衙遺跡の追加発掘調査に係るもの。

6目美術館費の補正額は160万円の増で、職員人件費に係るもののほか、美術館管理運営費は、特別展開催等に係る調査経費。

7目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は175万9,000円の増で、職員人件費に係るもののほか、臨時職員に係る経費を計上いたしました。

21ページに続きます。

6項1目保健体育総務費の補正額は164万円の減で、職員人件費。

2目保健体育施設費の補正額は250万円の増で、小川運動場の進入路修繕、及び散水栓設置工事費に係るもの。

3目給食センター費の補正額は1,292万3,000円の減で、職員人件費に係るもののほか、臨時職員に係る経費を計上いたしました。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は56万9,000円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費は、8月9日発生の豪雨による4件の町単害復旧事業に係る経費を計上いたしました

22ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

議長（石田彬良君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津実君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説

明いたします。

補正予算書 7 ページ、事項別明細書をごらんください。

歳入から申し上げます。

4 款国庫支出金、2 項 1 目財政調整交付金の補正額は100万円の増で、医療費の増額に伴うもの。

8 款共同事業交付金、1 項 2 目保険財政共同安定化事業交付金の補正額は500万円の増で、高額療養費の増額に伴うものであります。

11 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金の補正額は710万円の増で、前年度繰越金であります。

8 ページ歳出に入ります。

2 款保険給付費、1 項 3 目一般被保険者療養費の補正額は300万円の増で、本年度の給付実績から増額いたすもの。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費の補正額は1,000万円の増で、本年度の支給実績から増額するものであります。

11 款諸支出金、1 項 7 目高額療養費特別支給金の補正額は10万円の増で、高額療養費特別支給金であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。

まず 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書 2、歳入から説明いたします。

7 款繰入金、2 項 2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の補正額は40万円の増です。

8 款繰越金、1 項 1 目の繰越金の補正額は560万円の増で、前年度繰越金です。

次に 8 ページをごらんください。

3、歳出について説明いたします。

1 款総務費、4 項 1 目趣旨普及費の補正額は46万6,000円で、普及啓発パンフレットの作成費となっています。

3 款地域支援事業費、2 項 4 目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は 1 万 3,000 円の減で、職員人件費の減となります。

7 款諸支出金、1 項 2 目償還金の補正額は275万9,000円で、20年度分介護給付費、地域支援事業費の国・県負担金の精算による返納金となっています。

2 項 1 目繰出金の補正額は、278万8,000円で、20年度分介護給付費、地域支援事業費の町負担分の精算による一般会計への繰出金となっています。

給与費明細書以下につきましてはごらんをいただきたいと思います。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） ケーブルテレビ室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について、補足説明いたします。

補正予算書の7ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から申し上げます。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は750万円を減額するものであります。

続きまして、8 ページ、歳出に入ります。

1 款ケーブルテレビ事業費、1 項 1 目管理運営費の補正額は750万円を減額するものであります。職員人件費は2,468万2,000円の減額で、本年度2名減の職員分及び給与改定に伴うものであります。

施設管理運営費は、国道293号馬頭室町から田町地内の電線共同溝敷設工事に伴うケーブルテレビ工事費等でございまして、1,678万9,000円の増額、CS有料放送サービス事業費は、加入者の増加に伴うピーカスカード使用料39万3,000円を増額するものであります。

9 ページからの今回の補正にかかわる給与費明細書についてはごらんをいただきたいと存じます。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 上下水道課長。

上下水道課長（手塚孝則君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について、補足説明をいたします。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は1,000万円の増で、前年度繰越金であります。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 1 目総務管理費の補正額は236万8,000円の増で、総務管理諸費は、消費税であります。

1 項 2 目施設管理費の補正額は157万3,000円の増で、職員人件費のほか、施設管理費は、修繕料で小川水処理センター主ポンプオーバーホール費用であります。

2項1目下水道整備費の補正額は628万4,000円の増で、職員人件費のほか整備事業費は、新町及び田町地内、舗装本復旧工事費であります。

2款公債費、1項1目元金の補正額は72万7,000円の増で、町債償還元金は前年度末に実施した保証金免除繰上償還によるものであります。

1項2目利子の補正額は95万2,000円の減で、町債償還利子は前年度末実施した保証金免除繰上償還によるものであります。

10ページからの給与費明細書についてはごらんください。

以上で、下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は111万7,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款農業集落排水事業費、2項1目施設管理費の補正額は111万7,000円の増で、需用費は北向田水処理センターフロア設備オーバーホールに要する修繕料、委託料は北向田地区内の管渠内清掃及びテレビカメラ調査委託費、工事請負費は公共ます設置工事費であります。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は335万円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は335万円の増で、職員人件費のほか、一般管理費は消費税及び印刷製本費、検針等委託費は再検針に要する費用であります。

9ページからの給与費明細書についてはごらんください。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明をいたします。

3ページをごらんください。

別表企業債補正であります。1追加は下馬頭地内に配水管を布設する事業で1,000万円を限度額とし、利率4%以内で町債を起すものであります。

2変更は、当初水道水源確保事業として2,600万円の町債を予定しましたが、平成20年度実施した試掘の結果、予定していた取水量が確保できないため、取り下げとするものであり

ます。

補正予算書 5 ページ、実施計画により、収益的収入及び支出について、収入から申し上げます。

2 款東部地区簡易水道事業収益、1 項 1 目給水収益の補正額は10万円の減で、水道料金の減を見込みました。

支出に入ります。

1 款上水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水費の補正額は158万6,000円の減で、電気料値下げによる動力費の減によるものであります。

2 目配水及び給水費の補正額は97万3,000円の増で、職員人件費のほか、斑加圧ポンプ場配管修繕等に要する修繕費。

4 目総係費の補正額は61万3,000円の増で、職員人件費のほか水道料金システムの再構築にかかる費用であります。

2 款東部地区簡易水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水費の補正額は96万2,000円の増で、浄水場内の仕切り弁等の修繕費。

2 目配水及び給水費の補正額は149万円の増で、職員人件費のほか谷川ポンプ場、スイッチ盤等の修繕費。

4 目総係費の補正額は255万2,000円の減で、職員人件費の精査によるものであります。

続きまして 6 ページ、資本的収入及び支出について。

収入から申し上げます。

1 款上水道事業収入、2 項 1 目企業債の補正額は1,600万円の減で、3 ページで説明したとおりであります。

支出に入ります。

1 款上水道事業支出、1 項 1 目原水設備費の補正額は2,800万円の減で、第 6 水源確保事業費中止によるもの。

2 目配水設備費の補正額は1,650万円の増で、下馬頭地内配水管布設工事、広瀬地内配水管布設がえ工事、小口ポンプ場ポンプ交換工事に要する工事費であります。

4 目固定資産購入費の補正額は37万円の減で、第 6 水源用地費の減等によるものです。

7 ページの資金計画、及び 8 ページからの給与費明細書については、ごらんをいただきたいと思えます。

以上で、8 会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 各会計補正予算の審議途中であります、ここで休憩します。

再開は、11時20分とします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

議長（石田彬良君） 再開します。

各会計補正予算の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑に当たっては、会計名、ページ数をお示してください。

質疑はありませんか。

7番、福島泰夫君。

7番（福島泰夫君） 7番、福島です。私は、一般会計の補正予算についてお伺いします。

1つが、16ページ、5款2項2目林業振興費、これは先ほどの説明で、気象災害、特定間伐、あるいはマツクイムシ防除、歳入歳出を見比べますと、県・国の支出金のトンネルのような形の項目かと思いますが、これについて、どちらへどのような形でやられるか、お伺いします。

それから……

議長（石田彬良君） ちょっと待ってください。質問は、1件ごとに行って、答弁も1件ごとにお願います。一問一答でやります。

7番（福島泰夫君） 1問目は今のお答えをお願いします。

議長（石田彬良君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） ただいまの質問の森林整備地域活動支援交付金事業、これにつきましては森林組合が事業主体になりまして、区域としては、大内、大那地、大山田上郷、下郷、それと小砂、谷川、盛泉地内、これが約面積で1,000ヘクタール計画しております。1ヘクタール1万円ということになっております。

それと、美しい森づくり基盤整備交付金でございますけれども、これにつきましては、特定間伐でございます。対象が15年生から60年生までの間伐補助でございます。場所は、大那地地内の共有林約4ヘクタールでございます。それと森林整備加速化・林業再生事業費で

ございますけれども、これにつきましては、従来、今までも実施しておりますマツクイムシの伐倒駆除でございます。場所は、旧馬頭の久那瀬地内の鉄塔、テレビ塔の鉄塔があるんですが、あの辺の枯れたマツクイムシの伐倒駆除を予定しております。

以上です。

議長（石田彬良君） 7番、福島泰夫君。

7番（福島泰夫君） ただいまの林業振興費については、了解をいたしました。

続きまして、18ページ、7款5項1目住宅管理費、雇用促進住宅の件でございます。

この件につきましては、去る11月19日に購入に関する説明会等現地視察がありまして、25日に全員協議会で再度説明が行われました。さらに、30日の臨時議会終了後に再度説明会が行われました。

1つの案件で、議会にこのように丁寧に説明がなされたのは、合併後初めてで大変評価できることだと思います。

19日の現地視察のあと、25日の全協におきまして、議員側から視察の指摘事項、これは数名の議員から出たかと思いますが、その折の答弁では、いずれも工事の必要性がないという裏づけ資料や、補修すれば評価が上がってしまう、従って、雇用能力開発機構側が示した条件で買わざるを得ない、そのような説明で終わってしまいました。

その後、我々議員の空気を読まれたかと思いますが、30日に説明不足があったということで、また説明会がありました。その席で、機構側との交渉に当たって、将来必要とされる補修工事等の前倒し施工、あるいは、価格の面での再交渉をする、そのようなお話があったかと思いますが、その後の進捗状況をお伺いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 今議員のほうからご指摘がありました11月19日、それと11月25日の全員協議会、それと11月30日の中で出された議員の皆さんの質問事項について、早速12月1日に建設課長と私が雇用能力開発機構のほうに出向いて交渉してまいりました。

その中では、購入価格の引き下げはできないということでありまして。それと防水、外壁の工事については、空き家補修については現在のところ2月28日、2月までに出た空き家補修については施工するという内容であります。

大体1戸当たり20万円かかるということで約700万円、今設計の段階だということでありました。

それとあと皆さん、屋上の防水についてはかなり草などが伸びていた関係で、あそこも強

く町からも要望しました。その結果、防水工事はできませんが、除草と目地の補修は実施するという内容の回答を得られました。1棟当たり約150万円、ですから約300万円かかるという内容の交渉結果でした。いずれにしても今後、購入までにまだ時間がありますので、雇用能力開発機構のほうと町のほうも交渉してまいりたいと思っております。

議長（石田彬良君） 福島泰夫君。

7番（福島泰夫君） 議員側の要望を受けて早速交渉していただけた、また、その結果、機構側から前向きな答えをいただいている、これは大変よろしいことかと思えます。

ただ、この全協や説明会の中で、この雇用促進住宅、サンコーポラスですか、あれを購入する動機が、あそこに現在住んでいる住民からの要望、それと老朽化した町営住宅、この代がえ、要望というのは要望を受ければあそこの住民が流出するのを防ぎたい、住民が流出するのを防ぐのはあそこばかりではなくてほかにもたくさんあるかと思えます。

それと、老朽化した住宅の代がえ、これを考えますと、新たに取得する促進住宅の構造上の問題、あるいは家賃の問題、そういうことですぐ老朽化した町営住宅が促進住宅のほうに移るとするのは、かなり苦しい取得の説明であったかと思えます。

大金町長は、企業誘致や産業の活性化、これを図るとおっしゃっています。当町は県内一の遊休農地を持っています。それと、荒廃した山林、いわゆる負の遺産みたいな土地がたくさんあります。この土地をことしからですか、イノシシ肉を加工するシシマル、このように負の遺産を害獣であったイノシシを町の特産品として売り出す、負の遺産をプラスにかえる、このような発想でこの荒廃した農地あるいは山林を里山整備等で都会の若い労働者を引っ張ってくる、そして、町長がおっしゃっています企業誘致、そういう中で企業あるいは団体の社員住宅、そのような形での利用も考えてもよろしいんじゃないかと思えます。

このような住宅の管理を今建設課だけでやられていますが、町民みんなで知恵を出し合って、条例が不備であれば条例を改正する、みんなで考えてこの住宅のこれからの運営、それにあたっていただきたいと思えます。

このような町の事情を話して、これからの交渉の中で、また能力開発機構のほうと価格の面、あるいは追加補修工事等、そちらの折衝をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（石田彬良君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 今、福島議員のほうから要望を出された事項につきましては、今後も雇用能力開発機構のほうと町のほうは交渉して行って、最終的に町の公営住宅として

有利な条件で購入したいという考えを持っています。

議長（石田彬良君） 福島君に申し上げます。質疑は3回までとなっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

7番（福島泰夫君） 今度、3回目ですよね。一問一答ですよね。

議長（石田彬良君） わかりました。それでは、総括でお願いします。

7番（福島泰夫君） 1項目、今度が3回目かと思ひますが、今、担当課長から前向きなご発言をいただきました。このような方法で折衝に臨めば、雇用促進住宅、この名前も生きてくると思ひます。そして、これから、きょう予算が通っても次に財産購入、次のハードルがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

促進住宅については以上です。

次に、21ページ、9款6項2目...

議長（石田彬良君） 福島君に申し上げます。総括でお願いします。

7番（福島泰夫君） では体育施設費の小川運動場の散水施設と進入路の件、これを工事はいつごろから始まるかお伺ひします。

前に川上議員から一般質問で出た事項かと思ひますが、そちらのほうをよろしくお願ひします。

議長（石田彬良君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） 散水栓の工事につきましては、凍結が終わってからということで、2月くらいに発注したいと思ひています。

進入路の工事につきましては、12月でございますので、1月早々に発注できればと思ひています。

以上です。

7番（福島泰夫君） 了解。

議長（石田彬良君） ほかにありませんか。

3番、益子明美さん。

3番（益子明美君） 最初に確認ですが、質疑は3回までということですね。

議長（石田彬良君） はい、質疑は3回までです。

3番（益子明美君） さっきの福島議員と一緒に、私も雇用促進住宅に関しては、定住促進ということからして購入すること自体に反対ではないんですが、3月の契約までにまだ時間がございますので、よく機構のほうとご相談いただきまして、よりよい条件での購入となる

ように努力していただきますよう、最初にお願い申し上げます。

私の質問は、水道事業会計補正予算のところですよ。

第6水源確保事業が中止になったとありますが、この件に関して、もう少し詳しくご説明をお願いいたします。

議長（石田彬良君） 上下水道課長。

上下水道課長（手塚孝則君） 昨年試掘調査をいたしました。場所的には、水道庁舎がございまして南西部ですか、田で言いますと那珂川沿いの一番南西部の最後のところですよ。元那珂川のグラウンドがありましたよね、その手前のところなんですけれども、これにつきまして、その前年の電探調査に基づきまして、水道庁舎がある付近をずっと調査をして、その地点が水が出るだろうということで試掘調査を行いました。

しかし、結果的には、毎分80リットルくらいで、一般家庭で言いますと三、四軒分くらいしか出なかったんですよ。ということで、ことし本格的に井戸を掘るということで予算計上してはいたしましたが、水が実際出ないということで、その井戸掘りをあきらめたということでございまして。

それにかわりましては、あの付近はちょっと出る場所がないということで、ことしの9月の補正予算で経済対策の中で調査費500万円つけていただきましたので、新たな場所を現在2カ所ほど電探調査等をやるということで今進めております。

以上です。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） 最初に予定されていた調査地のところではどうも水源にはならないだろうということで中止ということですが、その調査の前段階で、ここだったらというようなことで調査ポイントを決めるときに、その前段となる考え方とか資料とかというものをもとにされていると思うんですが、それがうまく機能しなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

それと、次に2カ所ほど調査費として500万円補正予算でとられていますけれども、具体的にどのような場所を考えられているのか、お伺いいたします。

議長（石田彬良君） 上下水道課長。

上下水道課長（手塚孝則君） 調査につきましては、電気探査といたしまして、地面がどういうふうな構造になっているか、今の水道庁舎の付近にある井戸ですと6メートルくらいが砂利層なんです、その下が岩盤ということになります。その付近をずっと電気探査をしたん

ですが、その結果、試掘をしたところは14メートルくらいまで砂利層がある可能性ですが、そういう調査報告が上がりましたので、実際に掘ってみたんですが、現実的にはやっぱり六、七メートルで岩盤が出てしまった、その辺のところはいろいろと協議をしたのですが、水を含んでいる岩層ですとそういうデータが出る確率が高いということでやむを得ないかなというふうに判断をしたところです。

その前段といたしまして、やはり上水道を、今の水源が井戸が5本ほどあるんですが、夏場は問題ないんですが、湯水期になりますとどうしても水が不足するということで、新しい井戸を掘るということで来たわけですが、あの上水道の面ですね、北向田、あの一帯がちょっと不可能ということで、現実的には水道庁舎の近くで新しい井戸が見つかるまで、工事のほうは経済的に導水すれば現在の施設で直接ポンプアップで水利用できるものですから、近くで掘ろうということだったんですが、現実的には無理ということで、上流側ということで、今、考えているのは、武茂川と矢又川の合流地点付近で1カ所、それから上水道の一番上流側、大鳥付近で1カ所やってみようかなということで、候補地をこれから選定をしていきたい、そんなようなことで、今検討しているところです。

以上です。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） 今ある5カ所ある北向田の上水道を引く井戸の位置からはなかなか望めないということで、新しいところを2カ所候補地で選んでいらっしゃいますが、この候補地を選定するに当たって何か基準というものがあつたのかどうか、お伺いいたします。

上下水道課長（手塚孝則君） 基準としては先ほども申しましたように、最初考えたのは、今の上水道の庁舎付近であります。それは、井戸を掘ればすぐに導水管をつないで、今のあつる施設を利用できるということで、金額的には安いということでまず考えたんですがそれがだめということで、次には近辺で上水道に導水管を引ける範囲ということでも考えたのですが、やはりあの付近ですとちょっとないと、深い井戸にしますと温泉になってしまうということで、それもだめだということで、少しさかのぼろうということで、矢又川と武茂川の合流地点付近でいいますと、あそこに平館のほうに行く本管がありますので、そこにすぐに接続可能な場所ということで1点は考えています。

そこにまだ思案中なんですけど、簡単な浄水施設をつくりまして、直接本管に接続してポンプアップをする、そうするともしかして今矢又にある加圧ポンプ場が高校の先にあるんですが、その場所ですと加圧ポンプ場をなくすこともできる、あるいは健武地区ですね、健武の

中間より馬頭地区の近いところに加圧ポンプ場があるんですけれども、それも老朽化していますので、ある程度はそれで今度つくるものでそれをカバーができるかもしれない、そうすると経済的にも助かりますので、その矢又と武茂川の合流地点を1カ所は考えています。

もう1点の大鳥地区といいますのは、上水の一番上ですから、簡単な配水池をちょっと高いところにつくれば、今度は自然流下である程度の地域を賄えるということで、それも経済的な面を考えればいいかなということで、その2つの考えに今は絞っております。

結果的には掘ってみなければわからないんですが、とりあえず電探調査、出る可能性があるかどうかというのを調査をして、可能性があれば試掘という形で進みたいと思っています。
議長（石田彬良君） 質疑はありませんか。

12番、桑原勇一君。

12番（桑原勇一君） 一般会計の18ページ、学校管理費の中の小学校統廃合準備費の900万円についてなんですけれども、スクールバスの駐車場その他ということがあったんですけれども、このスクールバスの駐車場はどんなふうにつくるのか、お伺いをしたいと思います。
議長（石田彬良君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） スクールバスは統合後4台になります。学校の敷地内を計画をしていたわけなんです、学校の現在の大内小学校の敷地内では4台すべてを駐車するというのがスペース的にもなかなか難しいというふうなところから、旧大内中学校跡地、現在大内地区のお年寄りの方々がゲートボール場としてお使いになっているところがあるんですが、その場所を一部使わせていただいて駐車場にと考えております。

全体的なスペースからいいますと、現在、ゲートボール場として使われている部分を多少移動することによって駐車スペースがとれるということなものですから、そんな計画でおります。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

12番（桑原勇一君） 今の課長のお話だと、元の大内中学校の一部を駐車場にするというようなことなんですけれども、4台スクールバスを置くということなんですけれども、これはその車庫ですね、このスクールバスの車庫をつくるのか、ただそこに置くのか、それともコンクリートを打ってそこに置くのか、その辺はどんなふう考えているのか。

議長（石田彬良君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 特に車庫をつくる予定はございません。

場所については、特に整地等もそれほど必要なところでもありませんので、今回は、周辺

入口の門を移動したり、それから北側の民地との境界にフェンスを立てたり、それから、ゲートボール場のゲートボールのプレイするところを北側に移動したりとか、その辺の整備で考えております。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

12番（桑原勇一君） やはりこれはどんな形でも、やはり屋根があるところにスクールバスをとめておくのと、何にもないところにとめておくのでは、かなり車の傷みも違うのではないかと、このように思うんですけれども、やはりその辺も立派なものでなくても、屋根ぐらいいはつけておいたほうが車の傷みもかなり違うのではないかと思います。

それと当然4台のスクールバスを置くわけですから、当然、清掃、また車を洗うというようなことで、水道をこれはかなり使うのではないかと思います。4台の車を清掃するには1つの水道では当然間に合わないのではないかと思いますけれども、その辺、そういう洗車をする、清掃をする場合の水道を1カ所くらいでは恐らく間に合わないのではないかと思いますけれども、その辺どのように考えているか、お伺いします。

議長（石田彬良君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 特に現在設置されている施設を利用して洗車についても考えているんですが、確かに従来各学校に1台ずつ設置してありましたので、それぞれの場所で洗車も行ってまいりましたが、今回は4台1カ所に駐車をするということで、その辺で、あるいは不便を来さないというようなこともないかと思うんですが、駐車開始に当たりましたは、現在特にそれによつての設備というのは考えてはおりません。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

12番（桑原勇一君） 次に、先ほど福島議員のほうから...

議長（石田彬良君） 申し上げます。総括でお願いします。

12番（桑原勇一君） わかりました。

雇用促進住宅の件で、1点だけお伺いいたします。

先ほどの答弁の中で両課長が行って、雇用機構の方と話をし、前向きな答弁をいただいたというようなことで非常にいいことだと思うんですけれども、これからも当然話し合いはあると思うんですけれども、立派な課長さんですけれども、ぜひトップセールスの町長も、やはり機構に行って、町長が行けなければ副町長が行くとか、そういう感じで町をあげて、やはりこの問題は取り組んでいくというようなことだと思うんです。

やはり、町民の方も下野新聞等に出ておりますので、非常に関心を持っております。ぜひ

町長は忙しいとは思いますが、その辺、これから行って、話し合いを持つ機会があるかどうか、お伺いいたします。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） そのとおりにしたいと思います。ぜひ行って、私も話をしてこちらのいろいろな皆さんの意見等を十分雇用促進機構のほうにも理解していただいて、話し合いをしたいというふうに思います。

12番（桑原勇一君） 終わります。

議長（石田彬良君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第7号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成21年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成21年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成21年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成21年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成21年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第16、請願第1号 ニコニコバス廃止に関する請願を議題とします。

この件に関しては、9月定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたし、閉会中の継続審査となっていました。委員会で審査が終了しましたので、総務常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、岩村文郎君。

〔総務企画常任委員長 岩村文郎君登壇〕

総務企画常任委員長（岩村文郎君） 総務企画常任委員会の審査結果について報告をいたします。

平成21年第5回定例会において審査を付託されておりましたニコニコバス廃止に関する請願については、9月10日に委員会を開催し、担当職員の出席を求めて請願内容の審査を行いました。

また、慎重審議を期すために閉会中の継続審査とし、10月9日には教育民生常任委員会と合同により請願者等から意見を聞き、11月27日の委員会において議長あて報告のとおり決定したところです。

少子高齢化が進行する中で、地域の一体性の確立や交通弱者の交通手段の確保など、当町の交通事情を考慮した新しい交通システムの確立が急務であり、特に、小・中学校や幼稚園、保育園等の統合を進めていく中では、町の財政状況等を再検証し、児童・生徒の安心・安全な通学通園体制を最優先して検討すべきと考えます。

当町では、本年5月策定された那珂川町地域交通再編計画に基づき、新しい交通システムが検討されているところであり、請願のあったニコニコバスの見直しはやむを得ないものと考えます。

なお、保護者等の意見・要望の中にはニコニコバスにかわるバスの運行をしてほしい、小川幼稚園通園バスの設置の経緯を理解してほしい、バス通園の中にも子供の教育がある、子供や保護者の安全面や精神面に配慮してほしいなどの意見がありました。

以上のような状況を総合的に審査し、本請願については、その趣旨について一定の理解はできるものの、現在、町が進めている新公共交通システムの中で、対応可能なものと判断し、不採択とすべきものと決定をいたしました。

なお、委員会の決定にあっては町における子育て環境の整備と安心・安全な通学及び通園の観点から次の3点について意見を付すことといたしました。

1つ、町民が不便を来たすことのないデマンド交通システムの早期実現を図ること。

2つ、ニコニコバスの運行廃止にあっては、スクールバスの活用等を含めた代がえ交通の運行を検討すること。

3つ目、新しい公共交通システムの運行にあっては、利用者、特にバス通学者及び小川幼稚園送迎利用者が困惑しないよう、早期に周知を図ることの意見を付すことといたしました。

以上、総務企画常任委員会の審査結果といたします。

議長（石田彬良君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号 ニコニコバス廃止に関する請願に対する委員長の報告は不採択であります。この請願は委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第17、陳情第1号 幼稚園の統廃合に関する陳情書を議題とします。

この件に関しては、9月定例会において、教育民生常任委員会に審査を付託いたし、閉会中の継続審査となっておりましたが、委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、阿久津武之君。

〔教育民生常任委員長 阿久津武之君登壇〕

教育民生常任委員長（阿久津武之君） 教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

平成21年第5回定例会において審査を付託されておりました幼稚園の統廃合に関する陳情書については、9月11日に委員会を開催し、担当職員の出席を求めて陳情内容の審査を行いました。

また、慎重審議を期すために、閉会中の継続審査とし、10月9日には総務企画常任委員会と合同により陳情者等から意見を聴し、11月24日の委員会において議長あて報告のとおり決定したところです。

現在、当町の出生人口の推移を見ますと、年間100人程度であり、ひばり幼稚園、小川幼稚園ともに定員を下回っている状況であります。

また、小学校、中学校においてもこのような状況の中で、充実した学校教育を行うために、統合を進めているところです。

同様に、今後の就学前の子供の人口の推移や幼稚園施設の整備等を考慮した場合、より充実した教育・保育と子供たちが健やかに伸び伸びと成長できる子育て環境を整備することが大切であり、幼稚園の統合は将来的にやむを得ないものと考えます。

なお、保護者等の意見・要望の中で、小川幼稚園設置の経緯を理解してほしい、現在の少子化進行の中では将来的な統廃合はやむを得ない、拙速な統合は避けてほしい、小川幼稚園活動のよいところは残してほしい、子供や保護者へ配慮した統合を、などの意見がありました。

このような観点から、本陳情についてはその趣旨について一定の理解はできるものの現在の状況下においては、不採択とすべきものと決定しました。

なお、委員会の決定に当たっては、1、行財政改革推進計画及び保育所等再編整備計画の計画年次にこだわらず、出生者数や幼稚園入園者数等の動向を見きわめて統合年次を決定すること。2、幼稚園統合を検討する中で、現在の両幼稚園の教育方針を十分に尊重すること。3、幼稚園統合に当たっては、地域住民及び保護者の理解が得られるよう、両幼稚園の相互交流や見学会等を開催するなど、合意形成に向けた早期の取り組みを行うことの見解を付すこととしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

議長（石田彬良君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、橋本操君。

10番（橋本 操君） ただいま教育民生常任委員長より報告があったわけですが、第1日目の議会の中の一般質問で私は統合について撤廃をするようにという質問をしており立场上申し上げます。

委員長の報告にありました3項目については、大変委員の皆様方が慎重に審議した結果と私は重く受けとめているわけでありますが、一般質問の中でも私が申し上げましたとおり、小川幼稚園の周辺環境は、保護者の皆様方が認めているとおり、消防署、図書館、児童館、那珂川の堤防、幼児がそこで施設を回ることや堤防で遊ぶこと、本当に環境には恵まれていると思います。その中で、健やかに育ってっていると私は認識しております。

そのような中で、この幼稚園がひばり幼稚園に統合されると、若い世代の子を持つ親たちは、今後、では那珂川町ではなくていいや、ほかの市や町へということも考えられるのではないかと思いますので、私の一般質問でもありましたように、とりあえず統合は撤廃をした中で、よく関係者と話し合いを持って認め合って、その中で統合するのであればやむを得ないかと思うのであります。

以上であります。

議長（石田彬良君） 答弁はよろしいですか。

10番（橋本 操君） 答弁はいいです。

議長（石田彬良君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第1号 幼稚園の統廃合に関する陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。

この陳情は委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（石田彬良君） 日程第18、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

栃木県後期高齢者医療広域連合は、県下30市町で構成され、被保険者の資格管理、医療の給付、保険料の賦課などの事務を共同処理するために設置された組織で、審議機関としては、広域連合議会を設けております。

また、広域連合議会議員は、地方自治体の長か議員の中から各市町村議会において選挙によって選出することが定められております。

当町選出の議員でありました川崎前町長が退職したことにより空席となったため、選挙によって議員1名を選出いたすものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に町長の大金伊一君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました大金伊一君を栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の当

選任と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した大金伊一君が栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に決定しました。

ただいま栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました大金伊一君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

受諾されたものと認めます。

大金町長、後期高齢者医療制度の円滑なる運営にご尽力くださいますようお願いをいたします。

閉会の宣告

議長（石田彬良君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて、平成21年第8回那珂川町議会定例会を閉会とします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 12分